

京都市南部クリーンセンター環境学習施設スポンサー制度実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、「京都市環境基本計画」に基づく「京都市環境教育・学習基本指針」上、本市における環境教育・学習の中核施設となる京都市南部クリーンセンター環境学習施設（以下、「さすてな京都」という。）において、事業者等から維持管理等の協力を得ることで、さらなる魅力向上を図り、より多くの市民の来館を実現することを目的とする。

（制度概要）

第2条 市長は、さすてな京都の運営に対して協賛する企業又は団体（以下「スポンサー」という。）を募り、前条の目的に適う支援を得るものとし、さすてな京都に対する支援として、次の各号に掲げる各制度を設け、別に定める要領において、その詳細を定める。

(1) あじさいスポンサー制度

スポンサーがさすてな京都のアジサイの植栽等に対する寄付金を納付することにより、さすてな京都アジサイ月間を支援する。

(2) 環境学習等スポンサー制度

スポンサーがさすてな京都の学習講座及び企画展示に関する提案を行い、提案を踏まえて決定した支援内容や方法により、さすてな京都が市民に提供する環境教育の充実を支援する。

(3) 展示スポンサー制度

スポンサーがさすてな京都の展示や案内標識等の設置及び修繕のための寄付金を納付することにより、さすてな京都における展示や来館者誘導を支援する。

(4) 広告スポンサー制度

スポンサーが京都市広告事業実施要綱等の関係規定に基づき、さすてな京都の建物内外に広告看板を掲示し広告料金を納付する又は広告付き配布物を納品することにより、さすてな京都の運営を支援する。

（庶務）

第3条 本スポンサー制度に関する庶務は、適正処理施設部が行う。

（その他）

第4条 この要綱に定めるもののほか、本制度の実施に関し必要な事項は、所管部長が定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。